

個別避難計画の作成にご協力いただき  
ケアマネジャーのみなさまへ

令和8年3月

神戸市福祉局くらし支援課



# 災害時要援護者支援

- 災害時要援護者とは  
「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。」  
例：高齢者（要介護・要支援）、障がい者など
- 近年の災害において、**多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった。**  
※災害による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合  
令和2年7月豪雨（熊本）・・・約79%



## 神戸市の取り組み 共助の取組

◆平成25年4月「**災害時の要援護者への支援に関する条例**」施行

⇒地域（要援護者支援団体）は、支援活動を行うため、  
市に申請し、要援護者の情報提供を受けることができる。

### 要援護者支援団体

- 防災福祉コミュニティ
- ふれあいのまちづくり協議会
- 自治会
- 地区民生委員・児童委員協議会
- 地域自立支援協議会
- 消防団
- その他の団体であって市長が認める団体
  - ・神戸市婦人団体協議会
  - ・神戸市(各区)社会福祉協議会
  - ・友愛訪問ボランティア
  - ・神戸市老人クラブ連合会
  - ・マンション管理組合等

共助の取組

# 市から郵送する登録案内文

## 案内文

地域のみなさまへ

●区保健福祉課  
神戸市福祉課くらし支援課  
団体名

### 地域で支え合う 災害時要援護者支援の取り組み 災害時要援護者登録のご案内

日頃から、自身の命を守るため、災害に備えて準備を行うことが大切です。一方で、高齢者や障がいのある方は、災害時の避難などで周りの方の手助けが必要な場合があります。隣近所や地域ぐるみで、災害時に手助けが必要な方の避難などを支援する取り組みが、災害時要援護者支援です。

●●地区では、神戸市と地域団体が連携して、災害時要援護者支援の取り組みを進めています。自身や家族の力だけでは避難が難しく、地域の皆さんによる支援を希望される方は、「災害時要援護者登録票」(●●色の用紙)で登録してください。

※登録を希望しない方も登録票の提出をお願いします。  
※提出には同封の返信用封筒をご利用ください。

**提出期限:202●年●月●日(●)消印有効**

- 地域の皆さんの支援を希望する場合  
→登録票(●●色の用紙)のおもて面「登録します」に○を記入し、うら面もできるだけ記入して提出してください。
- 登録を希望しない場合  
→登録票(●●色の用紙)のおもて面「登録しません」に○を記入して提出してください。

※返信が無い場合は「登録を希望するもの」として取り扱います。(神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例第7条第4項に規定)

登録情報は、要援護者支援活動に活用するため、●●団体名および神戸市の関係部局で保管します。また、活動に必要な範囲で地域の関係機関と共有します(詳しくはうら面を確認してください)。

〈お問い合わせ先〉  
○○区保健福祉課 管理担当  
電 話 : 078-000-0000 (内線000) F A X : 078-000-0000

→うら面へ

### 要援護者支援活動の内容

- 災害情報のお知らせ
- 避難場所への避難のお手伝い
- 災害時の安否確認
- 防災避難訓練への参加の働きかけなど

※災害状況によっては、支援者の多くも被災し、支援に行けない場合があります。支援者は、避難誘導等に関して、その責任を負うものではありません。

### 登録情報の共有先

保管: 団体名、神戸市、○○区  
活動に応じて情報を共有: 民生委員児童委員、あんしんすこやかセンター

### よくあるご質問

質問1: この案内は誰に送られているのですか?  
答え1: ●●地区(○○町、○○町○丁目、○○町○丁目、○○町○丁目、○○町○丁目、○○町○丁目)にお住まいの方で、以下に該当する方に郵送しています。  
・介護保険の要介護度3以上の方 ・身体障害者手帳1・2級を所持する方  
・療育手帳Aを所持する方 ・65歳以上の単身世帯  
・75歳以上の方のみ世帯

質問2: 登録すればどうなるのですか?  
答え2: 登録情報は、●●団体名及び神戸市等が保管し、上記の要援護者支援活動の目的に活用します。また、支援活動に必要な範囲で上記の地域の関係機関と共有します。登録する場合は、ご家族とも相談して、提出してください。

質問3: 今は元気なため「登録しません」で返信をするが、状況が変わった場合に登録したくなった時はどうしたらいいですか? 今を迷ったら登録はできないですか?  
答え3: 後日の登録変更も出来ます。用紙をお送りしますので、●●区保健福祉課管理担当(000-000-0000)へお問い合わせください。

ご自身でも災害への備えを行いましょう!  
毎年6月に配布しているくらしの防災ガイドを確認し、ご自宅のハザード状況や避難先を調べておきましょう。  
くらしの防災ガイドは、各区役所の地域協働課にて配布しています。

Q > くらしの防災ガイド

### 災害時要援護者 登録票(個別避難計画) おもて面

神戸市長 あて

記入年月日 年 月 日

●●地区

ご本人様の情報について教えてください(封筒の宛名に記載されている方)

ふりがな	性別	1. 男 2. 女 3. 回答しない
氏名	電話番号	
※代筆者情報は下の代理人欄へ記載		
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日
住所	※番地やマンション名まで記載してください	
	区	

登録を希望しますか? どちらかに○を付けてください。

1 登録します	2 登録しません
---------	----------

うら面もできるだけご記入ください

登録しない理由にあてはまるものがあれば○をつけてください(複数選択可)

※登録された場合は、本登録票の情報を  
●●地区の地域団体(○○、○○、○○あんしんすこやかセンター)及び市の部局へ提供することに同意されたものとみなします。  
※支援者も被災する可能性があるため、支援を約束するものではなく、支援時の責任を負うものではありません。

ア) 今は元気であるため支援はいらない  
イ) 同居人の支援があるため支援はいらない  
ウ) 近所に支援者がいるため支援はいらない  
エ) 施設に入所しているため支援はいらない  
オ) その他

↓  
うら面へ

ここで終了です  
※返信用封筒でご提出ください

代理人	※本人が直筆できない場合や未成年の場合	電話番号
氏名	続柄( )	

〔参考〕ご自宅のハザード状況を確認してみましょう。

調べ方	ハザードマップにて被災想定区域内ですか。
①スマートフォンやインターネットで検索	1. はい(土砂災害・洪水・津波)
②くらしの防災ガイドで確認	2. いいえ 3. 分からない

### 災害時要援護者 登録票(個別避難計画) うら面

おもて面で「1. 登録します」と答えた方のみご記入ください  
あてはまる番号に○をつけてください(わかる範囲でできるだけご記入ください)

同居者	1. いる( と同居)例:(長男と同居)など	2. いない
自力避難が困難な理由 (複数選択可)	1. 障がいがある(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい) 2. 要介護状態である(要介護3・要介護4・要介護5) 3. 認知症の症状がある 4. その他(下部の「その他」欄にご記入ください。)	
日常生活状況	歩行 1. 歩ける 2. ゆっくりなら歩ける 3. 歩けない(車椅子必要) 視力 1. 見える 2. あまり見えない 3. 見えない 聴力 1. 聞こえる 2. あまり聞こえない 3. 聞こえない	
緊急連絡先 同居人の有無にかかわらず 差支えない範囲で ご記入ください	※記載する方に、登録の了解をもらってください	電話番号
氏名	続柄( )	
避難支援者 近隣で、避難支援を頼める人がいれば ご記入ください	※記載する方に、登録の了解をもらってください	電話番号
住所	氏名	続柄( )
住所	氏名	続柄( )
氏名	続柄( )	電話番号
避難先 学校/施設/自宅/ ジョーステイ先など	風水害の場合	
移動手段	1. 徒歩 2. 車椅子 3. 車 4. その他( )	
避難場所までの 危険箇所や時間、 避難経路図など	(例) ●●中学校まで歩いて●分。 ●●の前は洪水浸水想定区域であるため、大通りを通って避難所まで行く。	
その他 支援者を知って ほしいことがあれば ご記入ください		

(1) 登録を希望された場合、この登録票の写しを、●●に提供します。  
(2) この登録票に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の支援活動等に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を提供いたしません。  
(3) 災害の状況によっては、支援者の多くも被災者となることから、この制度に登録したことにより、災害時の支援を必ず保障されるものではありません。また、避難支援者は、災害時要援護者の避難誘導等に関してその責任を負うものではありません。

神戸市長

● 登録の希望有無を書いて返送いただき、登録希望の方を台帳化して地域へ提供している。

共助の取組

## 地域の取り組み内容

### 【平常時の支援】

日常での声かけ、要援護者の所在把握、防災訓練参加の働きかけ等

### 【災害時の支援】

安否確認、避難誘導、避難生活の支援等 ※義務ではなく、支援活動に責任を負うものでもない。



付き添い避難訓練



要援護者マップづくり



避難誘導訓練



安否確認訓練

活動の必要性を十分にご理解いただいたうえで、地域の実情に応じた内容で取り組むもの。  
(地域の自主的なご希望に応じて取り組んでいただくもの。)

# ケアプラン等への災害避難情報の記載

災害時において支援を必要とする方

→ 日頃から家族や支援者等と災害に備えた話し合いを行うことが重要

ケアマネジャーや相談支援専門員が、利用者と普段から話し合い、

「災害時の緊急連絡先」や「避難先」等をケアプラン等に記載してもらうことを

促進していく(サービス担当者会議等を利用)。

## 【ポイント】

◆災害時の緊急連絡先(日頃の緊急連絡先と同じかどうか、  
日頃の緊急連絡先が遠方の場合は、近隣で連絡を取り合う人はいるのか)

◆避難所の確認を行い、どのように避難するのか(避難ルート等の確認)

◆避難の際必ず持参するもの(薬、保険証、眼鏡、補聴器等)

※避難時の心身状況によっては、福祉避難所等への移動や

サービスを利用しての施設入所をする場合もある。避難時にはケアマネジャー等の  
名刺などを持参してもらうよう伝えておく。

第1表 居宅サービス計画書(1)					
利用者の氏名	性別	生年月日	年 月 日	住所	
居宅サービス計画作成者氏名					
居宅介護支援事業所・事業所名及び所在地					
居宅サービス計画作成(変更)日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日					
認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者及び家族の生活に対する意向					
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定					
統合的な援助の方針	災害時の「緊急連絡先・避難所」等を記載				
生活援助中心型の算定理由	1.一人暮らし 2.家族等の障害、疾病等 3.その他( )				
居宅サービス計画書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。 説明・同意日 平成 年 月 日 氏名 印					

# 個別避難計画とは

- ◆『個別避難計画』とは、**避難行動要支援者（要援護者）**に対して  
災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、  
避難支援等に必要な事項を個別に策定し、  
市町村や避難支援者関係者間で共有するもの
- ◆避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、  
令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に対し、  
個別避難計画の作成について努力義務が課されることになった。

## 個別避難計画の記載事項(法で明示)

- ①氏名 ・ ②生年月日 ・ ③性別 ・ ④住所又は居所
  - ⑤電話番号その他の連絡先
  - ⑥避難支援等を必要とする事由(要介護区分、障害の種類・程度等)
  - ⑦避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - ⑧避難施設その他の避難場所(避難路その他の避難経路に関する事項は任意)
  - ⑨避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等、市町村が必要と判断した事項)

# 優先作成対象となる要援護者

- 計画作成の優先度が高いと、市町村が判断する者については、  
地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で個別避難計画作成に取り組むことに



## 市として優先的に計画作成を進めていく要援護者(在宅の方)

- ① 重症心身障害児者
- ② 24時間人工呼吸器装着患者
- ③ **ハザードエリアに居住している要介護5の方**

### <市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際の考慮すべき点>

- ・地域におけるハザードの状況(浸水想定区域・土砂災害警戒区域等)
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

## 福祉専門職との連携

◆避難行動要支援者（要援護者）の計画作成を進めていくには・・・  
実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、  
**本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職等、**  
様々な関係者と連携して取り組むことが必要。

⇒高齢者等要介護状態の方であれば

「要介護者・要支援者」の個別の状況を、最も把握されている  
皆様（ケアマネジャー）の参画・支援が重要となる。

# ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成

## ● 提出の流れ

1. (神戸市→対象者)作成案内の送付
2. (対象者→ケアマネジャー)作成の相談
3. (対象者→ケアマネジャー)計画の作成
4. (ケアマネジャー)作成した計画を神戸市へ提出

個別避難計画に関する  
神戸市HPはこちら

🔍 神戸市  
個別避難計画



## ● 提出方法

### 郵送(紙)での提出

- ・原本をご本人、ご家族で保管し、  
計画の写しを神戸市に共有してください。
- ・郵便局窓口から、計画の写しを  
提出してください。

### オンラインでの提出

- ①回答フォームから計画項目を入力し、回答を送信してください。
- ②後日、神戸市より作成後の計画書を事業所宛に郵送します。  
担当ケアマネジャーの方は、計画書を事業所用として保管するとともに、コピーをご本人、ご家族に提供してください。

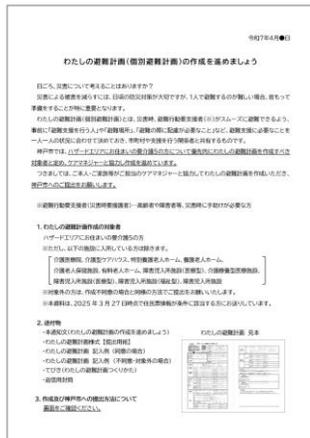
※回答フォームは、右記QRコード又は  
神戸市HPからアクセス可能です。

<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kobe-individual-evacuation-plan>

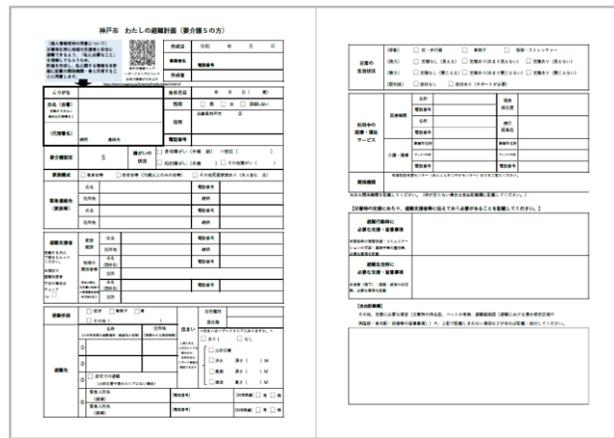


# ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 対象者への作成案内

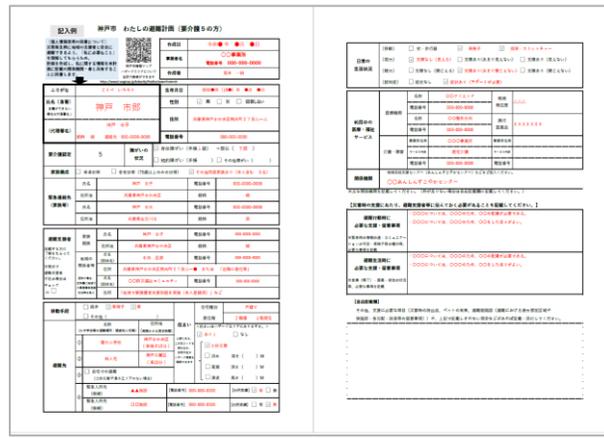
- 発送者:令和8年3月27日時点でハザードエリアにお住まいの要介護5の方  
※住民票に記載の住所でハザードや施設入所の有無を判定しています。
- 発送時期(予定):令和8年4月中旬から5月末頃に発送
- 送付物(予定):①神戸市からのお知らせ ②計画の様式 ③記入例(同意の場合) ④記入例(不同意の場合)  
⑤てびき(わたしの避難計画づくりかた) ⑥返信用封筒(簡易書留のため郵便局からの発送をお願いします)



①神戸市からの  
お知らせ



②計画の様式  
(作成後、コピーを提出)



③記入例  
(同意の場合)



④記入例  
(不同意の場合)

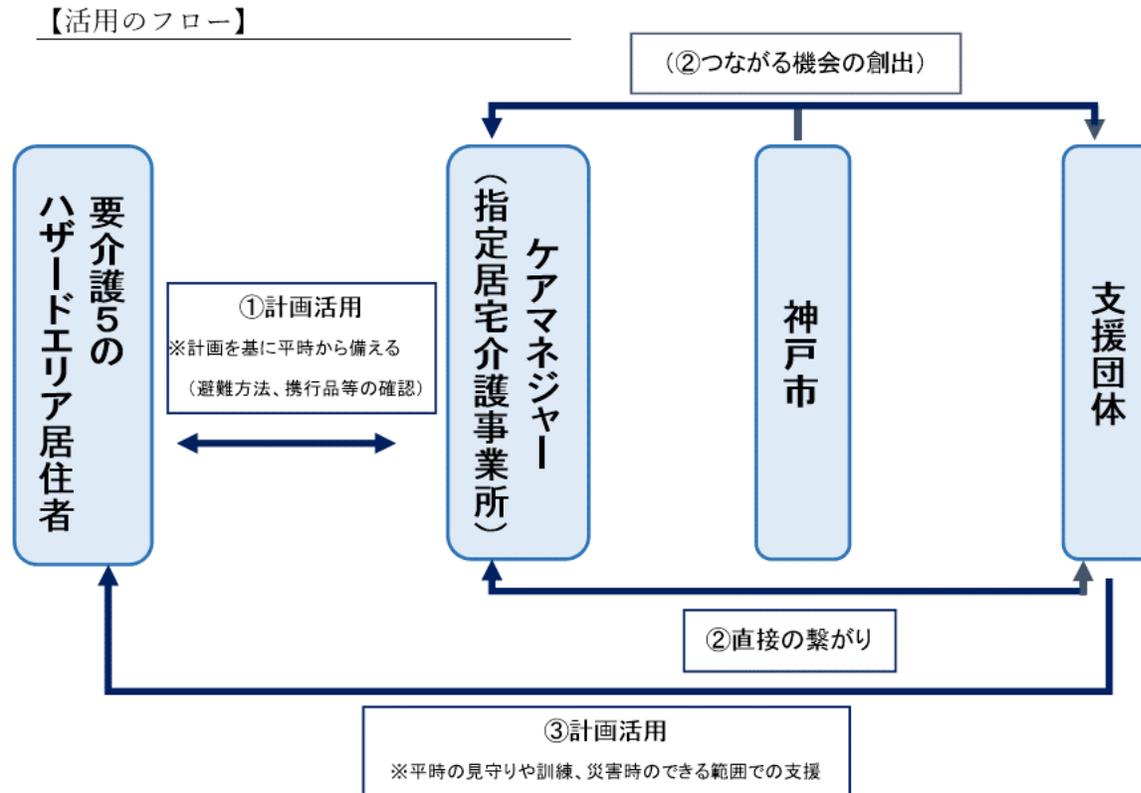


⑤てびき



## ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 活用方法(調整中)

- 対象者の地域に支援団体がある場合は、作成した計画を提供し、災害時の支援に役立てる予定です。



# ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 FAQ

Q.項目は全部記入しないといけないか。

A.現時点で記載できる範囲で構いません。

記載できなかった項目は今後に向けての課題であるため、日頃の話し合いの中で深めていていただきたいです。

Q.ケアマネジャーが全て記入しないといけないか。

A.その必要はありません。本人・家族記入後の補足でもOKです。

補足箇所がない場合でも、最終確認をいただくことでお支払いをいたします。

Q.対象者が作成を拒否した場合、何か報告すべきか。費用の支払いはあるか。

A.拒否した対象者を把握するため、作成不同意の場合の記載で提出をお願いします。また、大変申し訳ございませんがお支払いできません。

Q.案内文が送られてきたが、施設に入居中で作成対象外の場合、報告すべきか。

A.今後、作成の案内配布を停止いたしますので、作成不同意の場合の記載と同様の方法で提出をお願いします。

Q.対象者に対し作成の目的等を説明するのが難しい。

A.『わたしの避難計画づくりかた』の1ページにて、計画作成の目的等を説明していますのでご参考ください。

Q.災害時には、利用者宅に訪問し確認することが出来ない可能性が高い。

A.その時のために、準備できている事やこれから対策をしなければいけないことを確認するツールとして個別避難計画を作ってみましょう。

Q.あんしんすこやかセンターと事前に必ず連携しておかなければいけないのか。

A.必須ではありませんが、作成対象者を抱えていることを共有いただくことで、発災時の安否確認等の連携が取りやすくなります。  
また、1人ケアマネ事業所は特に、できる範囲であんしんすこやかセンターと連携しておくとか何かあったときに動きやすくなります。

# ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 FAQ

**Q.避難先はどこがいいのか分からない。**

**A.**利用者の親戚・友人宅が安全な場所にある場合はそちらでもOKです。

他にも、距離が最も近い避難所ではなく、スムーズに移動できる避難先を選ぶことも有効です。

大雨や台風の際は、事前に情報を把握できるため、短期入所をすることも避難手段の一つです。

詳しくは『わたしの避難計画づくりかた』をご参照ください。

**Q. 避難支援者がいない場合、福祉専門職が見つけないといけないのか。**

**A.**そのようなことはございません。

ご家族等がいらっしゃる場合、自ら近所で支援者を確保することも重要です。

そのため、日頃から利用者へお声がけのご協力をお願いいたします。

本市でも提出された計画書を基に、地域団体と対象者を繋げられるよう働きかけを行います。

**Q.避難支援者は必ず支援しなければいけないのか。**

**A.**支援者は自分・家族の安全を確保することが最優先です。

支援は義務ではなく、支援ができない場合であっても責任は発生しません。被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合は、絶対に無理して行わないでください。

この場合には、近所への呼びかけや消防・警察への救助要請、区役所の災害対策本部へのご連絡をお願いします。これも支援の一つです。